

東久留米市議会議員選挙

市議会議員選挙「小さな一票、大きな未来」市民みんなのまつり投票結果により決定

投票日は4月26日(日) 午前7時～午後8時

投票区・投票場所および投票区域一覧

投票区・投票場所	投票区域
1 第十小学校	柳窪一～五丁目(一丁目9番を除く)
2 下里小学校	柳窪一丁目9番、下里三～六丁目
3 第七小学校	滝山五丁目、六丁目2番・3番、七丁目21番～26番、下里二丁目
4 西中学校	前沢四丁目、滝山一・二丁目、六丁目1番、七丁目1番～20番、八幡町三丁目2番～11番
5 第九小学校	前沢五丁目、滝山三・四丁目、弥生全域
6 本村小学校	下里一・七丁目、野火止三丁目、八幡町一丁目2番～5番
7 小山小学校	小山三丁目、四丁目5番～8番、五丁目3番～12番、野火止二丁目12番・14番～18番・20番・22番～24番
8 久留米中学校	小山二丁目、四丁目1番～4番、五丁目1番・2番、幸町二・五丁目、野火止一丁目、二丁目1番～11番・13番・19番・21番、八幡町一丁目1番・6番～9番
9 第一小学校	幸町四丁目、中央町三丁目1番～22番、五・六丁目、前沢一丁目、八幡町二丁目、三丁目1番・12番～16番
10 第三小学校	幸町一・三丁目、中央町一・二丁目
11 東久留米市役所	本町一丁目、二丁目2番～13番、三・四丁目
12 南町小学校	南町全域、前沢二・三丁目
13 第五小学校	ひばりが丘団地、中央町三丁目23番～28番、四丁目、南沢三～五丁目
14 南中学校	学園町全域、南沢一・二丁目
15 浅間町地区センター	浅間町全域
16 第二小学校	大門町一丁目、新川町全域
17 成美教育文化会館	氷川台一丁目、二丁目7番～31番、東本町全域、本町二丁目1番・14番、小山一丁目
18 金山学童保育所(第六小学校敷地内)	金山町一丁目、二丁目10番～20番、氷川台二丁目1番～6番・32番～40番
19 神宝小学校	神宝町一丁目、二丁目1番～9番・12番・13番、金山町二丁目1番～9番、大門町二丁目
20 グリーンヒルズ2号棟集会所	上の原全域、神宝町二丁目10番・11番・14番

表2 代理記載人による投票ができる方

手帳の種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

東久留米市議会議員選挙が4月19日(日)告示、4月26日(日)投票の日程で行われます。
この選挙は、私たちにとって最も身近で、毎日の暮らしと深い関わりのある選挙です。貴重な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。
詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470-7777 7へ。

今回の選挙で投票資格のある方は、4月26日現在、満20歳以上(平成7年4月27日以前に生まれた方)で、27年1月18日以前に東久留米市に転入の届け出をし、引き続き市の住民基本台帳に登録されている方です。

住所を移された方
▼市外転出した(する)方
II投票所入場整理券が届いても、4月26日以前に市外へ転出した方、または転出する方

投票する際の注意
▼投票所入場整理券II告示日以降に「投票所入場整理券」を世帯ごとに封書で郵送します。世帯全員の「投票所入場整理券」が入っていますので、ほかの家族の物とお間違えないよう、ご注意ください。

投票できない方
▼市内転居した方II 27年3月25日までに転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で投票してください。3月26日以降に転居の届け出をした方は、旧住所地の投票所で投票してください。

ご利用ください
期日前投票
投票日当日、仕事やレジャーなどの用事で投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。
【投票期間】4月20日(月)～25日(土)。期日前投票および不在者投票のいずれも、告示日の翌日からとなっていますので、ご注意ください。
【投票時間】午前8時半～午後8時
【投票場所】期日前投票所(市役所7階703会議室)
【投票手続き】持参していた「投票所入場整理券」の裏面に「期日前投票宣誓書」の様式を印刷しています。宣誓書に不在になる事由を記入

不在者投票
後、投票用紙へ記載し直接投票箱へ入れます。期日前投票を利用する場合は、あらかじめこの様式に記入の上、期日前投票所へお越しください。
※選挙当日投票所で投票をする方は、「期日前投票宣誓書」の記載は不要です。

他市区町村での不在者投票
投票II出張などで市外に滞在中の方は事前に手続きをしていただくことにより、滞在先の市区町村選挙管理委員会に不在者投票をすることができ

指定施設での不在者投票
II都道府県選挙管理委員会が指定している病院や老人ホームなどで、入院・入所者が不在者投票をすることができ

郵便などによる不在者投票
II身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで、障害や要介護度の程度が定められた等級(下表1参照)に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、これを郵送する方法により投票することができ

また、上肢または視覚の障害の程度が定められた等級(左下表2参照)に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、届け出の手続きが必要になりますので選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。
郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」の交付を受けてから4月22日(水)までに、所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。証明書の申請や投票用紙の請求は郵便や代理人の方でもできますが、投票手続きに日数がかかりますので、早めにお申し込みください。

の程度が定められた等級(下表1参照)に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、これを郵送する方法により投票することができ

また、上肢または視覚の障害の程度が定められた等級(左下表2参照)に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、届け出の手続きが必要になりますので選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。
郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」の交付を受けてから4月22日(水)までに、所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。証明書の申請や投票用紙の請求は郵便や代理人の方でもできますが、投票手続きに日数がかかりますので、早めにお申し込みください。

表1 郵便などによる不在者投票ができる方

手帳などの種類	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫機能・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

(2面に続く)